

府中市立図書館サービス検討会議要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、府中市立図書館のサービス向上を目的とし、府中市立図書館に関心のある者で構成し、利用者の拡大を含め、利用者へのサービス提供のあり方について、広く意見を聴取し検討する会議（以下「会議」という。）の運営について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 利用者の拡大に関する事項
- (2) 利用者へのサービス提供のあり方に関する事項
- (3) その他サービス向上につながる事項に関する事項

(委員)

第3条 会議の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が依頼する。

- (1) 公募による市民 2名以内
- (2) 学識経験者 2名以内
- (3) 学校教育関係者 1名以内
- (4) 社会教育関係者 1名以内
- (5) 家庭教育の向上に資する活動を行う者 2名以内

(議長及び副議長)

第4条 会議に議長及び副議長を置く。

- 2 議長及び副議長は、委員の互選により定める。
- 3 議長は、会議を進行する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年間とする。

(会議)

第6条 会議は、教育委員会が招集する。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、文化スポーツ部図書館において処理する。

(委任)

第8条 この要綱で定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年6月21日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年5月27日から施行する。